#### 令和4年度第1回長久手市地域保健対策推進協議会次第

日時 令和4年7月22日(金) 午後2時から 場所 長久手市保健センター3階会議室

- 1 あいさつ
- 2 議題
  - (1) 健康づくり事業について【資料 P1】
  - (2) 成人保健事業について【資料 P 2~7】
  - (3) 母子保健事業について【資料 P8~12】
  - (4) 予防接種事業について【資料 P13~14】
  - (5) 地域保健活動について【資料 P 15】
  - (6) 新型コロナウイルス感染症対策について【資料P16~17】
- 3 その他

#### 配布資料

- 1 長久手市地域保健対策推進協議会規則
- 2 名簿
- 3 配席表
- 4 資料

長久手市はあいさつ運動に取組んでいます

まさづくり、まずは笑顔でこんにさは

#### ○長久手市地域保健対策推進協議会規則

平成15年4月21日

規則第8号

改正 平成16年5月24日規則第12号

平成19年6月5日規則第17号

平成20年3月19日規則第15号

平成20年4月13日規則第39号

平成23年12月28日規則第49号

平成24年3月23日規則第13号

平成24年5月25日規則第24号

平成25年3月29日規則第14号

平成28年3月31日規則第6号

令和3年9月1日規則第32号

注 平成24年3月から改正経過を注記した。

長久手町地域保健対策推進協議会規則(昭和54年長久手町規則第1号)の全部を改正する。

(名称及び目的)

第1条 この会は、長久手市地域保健対策推進協議会(以下「協議会」という。) と称し、住民の健康の保持及び増進を図り、健康で快適な日常生活の向上を 期するため総合的健康づくり活動を促進することを目的とする。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事項を審議する。
  - (1) 健康増進事業及び成人保健事業に関すること。
  - (2) 母子保健事業に関すること。
  - (3) 健康づくり事業及び健康づくり計画に関すること。
  - (4) 精神保健福祉事業に関すること。
  - (5) その他必要な事項

(平25規則14·一部改正)

(組織)

- 第3条 協議会の委員は、14人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長がこれを委嘱する。
  - (1) 各種団体の代表者
  - (2) 関係行政機関の代表者
  - (3) 学識経験者
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が認める者 (平28規則6・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げるものではない。

(平28規則6·一部改正)

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって、これら を定める。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長 の決するところによる。
- 4 会長は、相当と認めるときは、委員及び事務局が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議を開催し、審議及び採決を行うことができる。
- 5 委員及び事務局が前項の方法による場合には第2項の出席とみなす。

(部会)

- 第7条 協議会に次の部会を必要に応じて置くことができる。
  - (1) 成人専門部会
  - (2) 母子専門部会
  - (3) その他必要な部会
- 2 成人専門部会及び母子専門部会の委員は、市長がこれを委嘱する。
- 3 その他必要な部会の名称等は市長が定める。また、その他必要な部会の委員は、その都度、市長が委嘱又は任命する。
- 4 部会の委員の任期は2年とする。委員が欠けた場合における補欠の委員の 任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げるものでない。
- 5 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 6 部会長は、部会の会務を総理する。

(平28規則6·一部改正)

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部健康推進課において行う。

(平24規則13・平25規則14・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って 定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年規則第15号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第39号)

- この規則は、平成20年4月13日から施行する。 附 則(平成23年規則第49号)
- この規則は、平成24年1月4日から施行する。 附 則(平成24年規則第13号)抄 (施行期日)
- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
  附 則(平成24年規則第24号)
  - この規則は、公布の日から施行する。 附 則(平成25年規則第14号)
  - この規則は、平成25年4月1日から施行する。 附 則(平成28年規則第6号)
  - この規則は、平成28年4月1日から施行する。 附 則(令和3年規則第32号)
  - この規則は、令和3年9月1日から施行する。

# 令和4年度長久手市地域保健対策推進協議会委員名簿

(敬称略)

構成関係機関	職名		氏	名	
	長久手市スポーツ推進委員代表	П	野	孝	典
	長久手市社会福祉協議会長	近	藤	鋭	雄
	自治会連合会長・区長会長代表	中	村	利	男
夕呑田仕	愛知医科大学産業保健科学センター代表	成	定	明	彦
各種団体 	公立陶生病院小児科医師代表	森	下	雅	史
	市内歯科医師代表	横	井	英	臣
	市内医師代表	横	山	智 絵	子
	食と健康を考える会代表	抬	田	佳 都	子
行政機関	長久手市教育委員代表	安	藤	京	子
1〕以(成)关	愛知県瀬戸保健所 健康支援課長	原	П	浩	美
学識経験者	学識経験者(修文大学教授)	近	藤	高	明
公募委員		篠	畑	径	代
		廣	中	省	子

女性委員比率 6人/13人

# 令和4年度第1回長久手市地域保健対策推進協議会 配席表

(敬称略)

	健康推進課 課長補佐 諸戸洋子	スクリ	ーン	
自治会連区長会代		PC		長久手市社会福祉協議会会長
	利男 大学産業 センター			近藤 鋭雄 長久手市スポーツ 推進委員代表
成定 公募委員	明彦			口野 孝典
	径代 科医会代			健康推進課 母子保健係長 與語奈緒子
横井	英臣	1-11 to to 5	4-11-5-6-5	健康増進係係長 今村知美 健康推進課 母子保健係
	健康推進課課長 遠藤 佳子	福祉部部長 川本 満男	福祉部次長中野 智夫	都築文香 健康推進課 健康増進係 小久保奈都美

## 1 健康づくり事業

#### (1) 概要

長久手市健康づくり計画(第2次)に基づき、健康づくり事業を実施している。長久手市健康づくり計画(第2次)とは

計画期間 平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間→令和 6 年度まで延長

平成 30 年度中間報告実施

基本目標 健康寿命の延伸

方針 ・生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進

・地域で支える健康づくりの推進

・生涯を通じた健康づくりの推進

領域別課題 食事、運動、歯の健康、たばこ・アルコール、こころ、健康管理

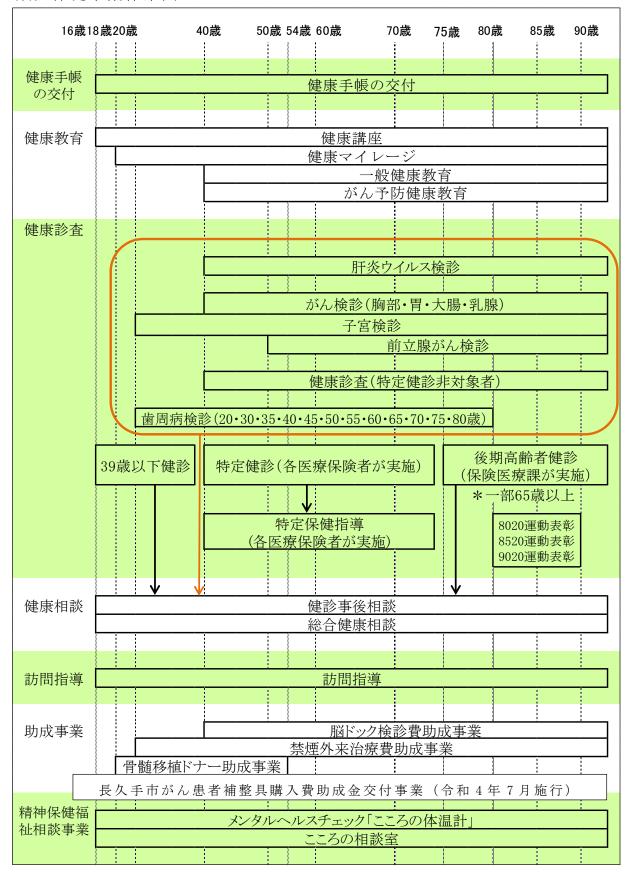
***************************************	·····							
領域	令和 4 4	平度の取組内容						
食事	成人	健康講座(朝食づくり講座)						
		成人式での啓発						
		39 歳以下健診での啓発						
	母子	離乳食教室						
		パパママ教室						
		乳幼児健診						
運動	成人	ラジオ体操事業						
歯の健康	成人	歯周病検診						
		8020、8520、9020 運動 (歯科医会共同)						
たばこ	成人	市内小学校での喫煙防止教室						
アルコー		禁煙外来治療費助成事業						
	母子	乳幼児健診						
ル		親子健康手帳交付時の指導						
		パパママ教室						
こころ	成人	こころの相談室 (保健師・精神保健福祉士)						
	   母子	こころの体温計						
	,	健康講座 (ゲートキーパー養成講座)						
健康管理	成人	がん検診						
		肝炎ウイルス検診						
		39 歳以下健康診査						
		脳ドック検診費助成事業						
		がん患者補整具購入費助成金交付事業 ( <u>新規</u> )						
		体成分分析装置測定会						
		健康測定会						
		健康マイレージ事業						

## 2 成人保健事業

#### (1) 概要

健康増進法に基づき、各種検診、健康相談等を実施している。

成人保健事業体系図



#### (2) がん検診

#### ア 事業概要

健康増進法施行規則第4条の2に基づいて、胸部・胃・大腸・子宮・乳腺検診を実施している。

#### イ 実績

	R1			R1 R2			R3		
	受診者 (人)	受診率 (%)	要精 検者	受診者 (人)	受診率 (%)	要精 検者	受診者 (人)	受診率 (%)	要精 検者
		(707	(人)		(70)	(人)		(707	(人)
胸	6, 772	64.8	144	6, 462	61.8	110	6, 808	65. 1	118
胃	4, 261	40. 7	223	3, 986	38. 1	148	4, 065	38.9	169
大腸	6, 517	62.3	449	6, 090	58. 2	461	6, 531	62.4	474
子宮	2, 386	44.0	37	2, 394	45.8	46	2, 223	44.6	44
乳腺	1, 943	53.9	80	1, 893	53.0	93	1, 845	51.9	71

#### ウ 課題

胃検診、子宮検診の受診率が、がん対策推進基本計画の目標値である 50%に達していない。

#### 工 取組

女性検診受診者の利便性を考慮して、乳腺検診と子宮検診を同日に受診できる検診日を令和3年度は4日間、令和4年度は6日間設定した。

39歳以下健診と子宮検診を同日に受診できる検診日を女性検診の申込み案内で周知し、若い世代の受診率向上を目指す。

令和 4 年度は、女性検診及び 39 歳以下健診の申込みに WEB 予約を導入 し、集団検診の日付の選択や変更を可能にすることで受診者の利便性向上 を目指す。

#### (3) 歯科検診(8520・9020運動表彰)

#### ア 事業概要

歯周病の早期発見・早期治療、知識の普及・啓発により、住民の生涯に わたる歯の健康の保持増進を図ることを目的に、20歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳、80歳の人を対象に 歯周病検診を実施している。

8020 運動は、瀬戸歯科医師会長久手歯科医会が、8520 運動、9020 運動は、市で表彰を実施し、生涯を通じて歯の健康づくりを推進している。

令和3年度は、11月に歯周病検診の勧奨通知を送付した。

## イ 歯科検診受診実績

	R1		R	2	R3		
年齢	受診者 (人)	受診率 (%)	受診者 (人)	受診率 (%)	受診者 (人)	受診率 (%)	
20 歳	26	3.7	34	5.4	27	3. 9	
30 歳	53	7.3	47	7. 1	30	4. 4	
35 歳	83	9.0	57	6. 3	34	3. 9	
40 歳	100	9.7	76	7.7	47	5. 0	
45 歳	68	6.0	55	5. 1	52	5. 0	
50 歳	78	8.6	78	7. 9	61	5. 7	
55 歳	49	7.7	44	5. 9	28	4. 1	
60 歳	50	9. 2	45	8. 2	28	4. 8	
65 歳	49	10.3	39	8. 0	21	4. 4	
70 歳	119	20.1	73	14.8	49	9. 9	
75 歳	77	16.8	40	12.0	44	9. 4	
80 歳	76	28. 1	34	9.8	61	13.5	
計	828	9.9	622	7. 6	482	5. 7	

#### ウ 歯の表彰実績

	R1 (人)	R2 (人)	R3 (人)	R4.6.9 現在(人)
8020 表彰受賞者	67	55	101	90
8520 表彰受賞者	24	24	30	26
9020 表彰受賞者	7	1	12	5

#### 工 課題

歯科検診については、新型コロナウイルスの影響もあり、令和2年度より令和3年度の受診率が低下している。また、成人期の受診率が低い状態が続いている。

#### 才 取組

対象者に向けて健診等の機会で周知・啓発・勧奨を行い、受診率の向上 を図る。歯の健康について理解を深める機会を設ける。

#### (4) がん患者補整具購入費助成金交付事業

#### ア 事業概要

がん患者の身体的・精神的・経済的な負担を緩和し、社会生活上の不安を和らげるために、医療用ウィッグまたは乳房補整具の購入費の一部を助成する事業として、令和4年7月施行(ただし、令和4年4月1日以降に購入したものを助成の対象とする)。

#### イ 対象者(以下すべてに該当する者)

- (ア) 本助成金申請日時点で本市に住所を有する者
- (4) がんと診断され、その治療を受けた又は受けている者
- (ウ) がん治療に起因する脱毛又は外科的治療等による乳房の変形に対す る補整具を必要とする者
- (エ) 過去に県内他市町村から、同種の補整具について助成金の交付を受け たことがない者

#### ウ 助成額

ウィッグ、乳房補整具のそれぞれにおいて、購入額の2分の1 (20,000円上限、100円未満切り捨て)

#### 工 予定人数

ウィッグ 20人、乳房補整具5人

#### (5) 健康マイレージ

#### ア 事業概要

健康づくりに取り組む人の拡大と定着化を促進するためのきっかけづくりとして平成28年4月開始。ポイントを組み合わせ50ポイント以上貯めると達成。達成者は、愛知県健康マイレージ事業の優待カードと、市内協賛企業からの賞品が当たる抽選の応募資格を取得できる。

令和2年度より、健康アプリを導入し、参加しやすい環境を整えた。

#### イ実績

年度	R1 (人)	R2 (人)	R3 (人)	R4 (人)
マイレージ達成者数	257	205	262	112 R4.6月末時点

#### ウ課題

継続の利用者が多いため、新規の参加者を増やす。

#### 工 取組

年間を通して健診・講座等で周知を行い、新規の参加者を増やしていく。

令和4年度は歩数ポイントを導入し、新規参加者の向上を目指す。

#### (6) 健康講座(健康教育)

#### ア 事業概要

長久手市健康づくり計画(第2次)に基づき、市民の主体的な健康づくりを推進し、生活習慣病の予防対策を目的として健康教育を実施している。 イ 今後の予定(令和4年度)

- (ア) 朝食づくり講座「親子で体験!食べ物について知ろう!」 令和4年7月28日 小学生の親子(定員6組) 管理栄養士 小金澤衣里氏 及び 食と健康を考える会 調理実習は中止とし、講義と朝食レシピの紹介等。
- (イ) 健康講座「更年期を健やかにすごすコツ」 令和4年8月17日 定員25名 愛知県助産師会 助産師 森川和枝氏
- (ウ) ゲートキーパー養成講座
  - ・令和4年8月26日 過去に養成講座を受講した専門職の方向け 特定非営利活動法人ユートピア若宮 豊田市障がい者相談支援事業所りんく 精神保健福祉士 堀尾志津香氏
  - ・令和4年8月22日 一般向け 定員30名 愛知医科大学病院 こころのケアセンター 臨床心理士 古井由美子氏
- (工) 愛知医科大学公開講座(長久手市連携事業) 令和4年11月24日 定員30名 愛知医科大学 加齢医科学研究所 教授 岩崎靖氏
- (オ) 健康測定会

年2回(10月頃、2月頃) 開催予定。長寿課・保険医療課とも協力し 内容の充実を図る。

#### ウ課題

新規の参加者を増やす。

#### 工 取組

幅広い年代の方に向けた講座内容や講師の選定、関心を引く内容としたり、周知方法や開催日時の検討をしていく。

#### (7) 地域自殺対策計画

## ア概要

第2次長久手市地域福祉計画・地域福祉活動計画と共に、平成31年3 月に策定した。計画の期間は5年間。令和4、5年度の2か年で第2次計画を策定していく。

## イ 今後の予定

7月20日に第1回地域福祉計画等策定委員会を開催し、令和4年度に4回開催となっている。また、市民向けワークショップ・関係機関へのヒアリングを8月から実施していく。

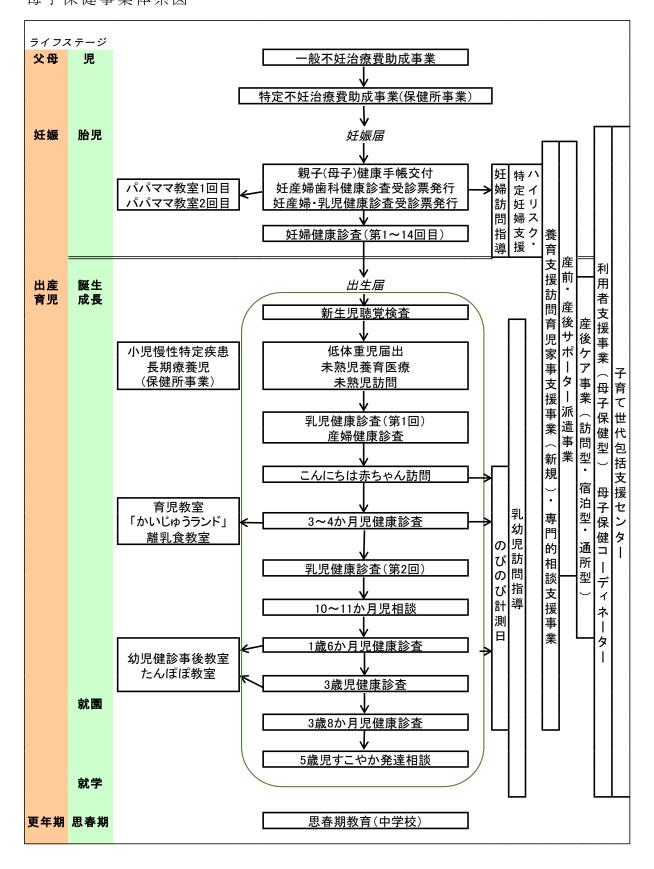
#### ウ その他

計画の進行管理は、地域福祉計画策定委員会において行う。

## 3 母子保健事業

## (1) 概要

妊娠、出産、子育て期に、切れ目ない支援を実施。 母子保健事業体系図



#### (2) 第2期長久手市子ども子育て支援事業計画

#### ア概要

長久手市子ども子育て支援事業計画(第2期)に基づき、事業を実施 長久手市子ども子育て支援事業計画(第2期)とは

計画期間 令和2年度から令和6年度までの5年間

基本目標3 「安心して子どもを生み育てられるまちづくり」

施策の柱 ・ライフステージに応じた適切な支援の推進

・すべての子どもが健やかに成長するための保健施策の充実

#### イ 進捗状況

#### (ア) 訪問事業の実施

令和 4 年から養育支援訪問育児家事支援事業を開始した。養育支援 が必要な家庭を訪問し、家事支援(食事準備、清掃、洗濯、生活必需 品の買い物)外出支援、保育全般、子どもの所属先への送迎(徒歩 15 分圏内)を行う。子ども家庭課との共同事業であり健康推進課は主に 妊娠期、未就学児のいる家庭が対象。

## (イ) 産前・産後サポート事業の整備

令和2年度で産前・産後ヘルパー派遣事業を終了し、令和3年4月から家事支援(調理、日常の掃除、洗濯、生活必需品の買物等)に育児支援(乳幼児の食事及び授乳介助、おむつ交換、沐浴介助、きょうだいの世話等)を加えた、産前・産後サポーター派遣事業を開始した。利用料を700円/時間から900円/時間とした。

#### (ウ) 多胎妊婦、多胎育児家庭への支援の実施

令和2年度に多胎サロン「にこいち」を開始した。年4回保健センターで多胎児の保護者向けに育児に関する情報交換や仲間作りのきっかけづくりをおこなっている(託児あり)。

令和3年度に産前・産後サポーター派遣事業を開始し、家事支援、 育児支援、外出支援(上限4時間/回まで)を行い、多胎世帯について 利用期間を1歳から2歳まで、利用回数を60回から120回に拡大し た。

令和3年度に多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業を開始した。妊婦健康診査14回に5回上乗せし、上限5,000円/回を助成する。

# (エ) その他

第2期長久手市子ども子育て支援事業計画に基づき、妊娠期から切れ目のない支援を行う。計画の進行管理は、子ども子育て会議において行う。

## (3) 妊娠届出数の状況

## ア概要

毎月2回保健センターにて親子(母子)健康手帳の一斉交付を実施している。 一斉交付日に来所できない場合は、随時交付で対応している。

# イ ・実績

年度	初産婦(人)	経産婦 (人)	総数 (人)	特定妊婦(人)
R1	292	328	620	74
R2	263	314	577	70
R3	266	321	587	90

・妊娠届書アンケート実施状況

				R1	R	22	F	R3	
	妊娠届出数		620		577		587		
			うれしかった		(77. 3%)	450	(78.0%)	449	(76. 5%)
			うれしかった以外	141	(22. 7%)	127	(22.0%)	138	(23.5%)
	171-1 1 1 1 A		予想外だがうれしい	111		104		113	
	妊娠したとき の気持ち	_	予想外で戸惑った	25		21		21	
	07 X (14 -5	内訳	困った	1		0		1	
		пх	何とも思わない	1		0		1	
			その他	3		2		2	
			なし	372	(60.0%)	351	(60.8%)	362	(61. 7%)
			あり	240	(38. 7%)	226	(39. 2%)	225	(38. 3%)
		_	妊娠・出産について	136		121		123	
	田口一人	内訳	自分の身体のこと	64		58		51	
	困りごと、 悩みごと	X	経済的なこと	62		41		47	
	May C C	複	育児の仕方	73		50		74	
項		数回	家族関係	9		6		5	
目		答	夫婦関係	3		4		5	
			その他	44		51		35	
	助けて		いる	597	(96.3%)	553	(95. 8%)	559	(95. 2%)
	くれる人		いない	21	(3.4%)	22	(3.8%)	28	(4. 8%)
	妊婦の喫煙		吸っていない	620	(100.0%)	575	(99. 7%)	585	(99. 7%)
	五州の大圧		吸う	0	(0.0%)	2	(0.3%)	2	(0.3%)
	妊婦の飲酒		なし	617	(99.5%)	576	(99.8%)	585	(99. 7%)
	女物の飲酒		あり	2	(0.3%)	0	(0.0%)	2	(0.3%)
	hT h= 0		なし	520	(83. 9%)	471	(81.6%)	497	(84. 7%)
	妊婦の 既往歴		あり	98	(15. 8%)	102	(17. 7%)	90	(15. 3%)
	・現病歴	内	こころの病気	14		20		23	
		訳	その他	75		87		67	
	1 年間の		なし	586	(94. 5%)	530	(91. 9%)	547	(93. 2%)
	うつ症状		あり	31	(5.0%)	41	(7. 1%)	40	(6.8%)
	<mark>特定妊婦として</mark> 動回答を計上	抽出	(転入妊婦も含む)	74	(11.9%)	70	(12. 1%)	90	(15.3%) 単位·人

※有効回答を計上

#### ウ課題

令和3年度、特定妊婦の把握数が増えている。妊娠期から支援を行い、 産後に必要な支援につなげる。

#### 工 取組

親子(母子)健康手帳交付時の面接により把握した支援が必要な方に対し、支援プランを作成し、妊娠期からアプローチし、産後の支援につなげる。

## (4) 新規·変更

## ア 一般不妊治療費助成事業の終了

令和4年4月から不妊治療が保険適用されたことに伴い、一般不妊治療費助成事業を令和4年3月診療分で事業終了とする。ただし、経過措置として令和4年3月1日から3月31日の間に治療を開始している1回の治療のみ助成対象とする。

#### イ 5歳児すこやか発達相談事業の実施方法変更

令和 4 年度からあいち電子申請システムを利用し、5 歳児すこやか発達 相談アンケートを電子媒体でも回答してもらうように変更し、アンケート 返信率の向上を目指す。

## 4 予防接種事業

## (1) 定期予防接種実施状況

#### ア概要

予防接種法に基づき、適正に接種できるよう実施している。

#### イ 実績

	R1	R2	R3	備考
BCG	686	659	517	出生数減少
不活化ポリオ	5	3	0	4種混合に含む
三種混合	2	0	1	4種混合に含む
4種混合	2, 737	2, 682	2, 241	出生数減少
二種混合	748	766	659	出生数減少
MR混合1期	728	666	592	出生数減少
MR混合2期	752	752	723	
麻しん	0	0	0	MR に含む
風しん	0	0	0	MR に含む
風しん5期	190	194	120	
日本脳炎1期	2, 252	2, 362	1, 487	ワクチン供給不足
日本脳炎2期	773	789	253	ワクチン供給不足
ヒブ	2, 648	2, 687	2, 213	出生数減少
小児用肺炎球菌	2, 693	2, 640	2, 209	出生数減少
子宮頸がん予防	14	288	409	11月から積極的勧奨再開
水痘	1, 425	1, 407	1, 226	出生数減少
B型肝炎	1, 962	1, 938	1, 652	出生数減少
ロタウイルス	_	571	1, 118	R2 は 10 月から開始
高齢者インフル エンザ	5, 339	7, 513	6, 761	自己負担金 1,100 円とした
高齢者肺炎球菌	370	475	502	コロナ禍により、増加

単位:人

※ロタウイルスは、令和2年10月から定期接種として実施した数。

※風しん5期は、平成31年4月から定期接種として実施した数。

#### ウ課題

安全かつ適正に接種ができるよう接種環境の整備をしていく。

## 工 取組

適切に予防接種ができるように対象者へ必要性の説明及び勧奨を行う。

# (2) 令和4年度予防接種健康被害調査委員会(令和4年7月6日開催)の 結果について

ア 令和3年度予防接種事業について

風しん追加的対策事業、風しん第5期定期予防接種は、平成31年4月から3年間実施予定であったが、国の通知により、令和7年3月31日までに延長された。抗体検査未実施者へハガキにより、実施期間延長を周知した。

イ 令和4年度予防接種事業について

平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの女子を対象に、4月から子宮頸がん予防接種のキャッチアップ接種(定期接種)を開始した。

ウ 健康被害救済に係る審議

新型コロナワクチン 医療費・医療手当 1件

## 5 地域保健活動「まちの保健師」

#### ア 事業概要

平成 26 年 4 月から地域保健活動「まちの保健師」として、保健師が地域に 出向き、市民の健康や子育て等の悩みについて相談等を実施している。

#### イ 実績

	R	1	R2		R3	
場所	実施 回数 (回)	相談 件数 (件)	実施 回数 (回)	相談 件数 (件)	実施 回数 (回)	相談 件数 (件)
西小学校区共生ステー ション	127	1, 012	49	290	41	274
市が洞小校区共生ステーション	45	170	38	173	36	73
北 小 学 校 区 共 生 ス テ ー ション			36	203	38	229
南小学校区共生ステーション			28	165	40	199
高齢者サロン、関係団体 等	19	237	1	2	0	0
児童館	62	261	19	71	33	151
子育てサロン	10	28	9	37	8	41
中央図書館	9	35	0	0	0	0
リズムあそび・ぴょんぴ ょん	14	24	7	11	11	13
いきいき倶楽部	3	2	0	0	0	0
計	289	1, 769	187	952	207	980

#### ウ 課題

まちの保健師活動について周知はできつつあり、まちの保健師への相談を 目的に来所する人も少しずつ増えてきており、引き続き周知していく。

#### 工 取組

まちの保健師活動について、他課の保健師と定期的に打合せを行い、活動 内容、各課の事業等について情報共有をしている。また、今後は地域共生推 進課が実施しているまちの保健室(仮称)と連携し事業を実施していく。

## 6 新型コロナウイルス感染症対策

#### (1) 新型コロナウイルス対策本部

#### ア概要

本市では健康推進課が対策本部事務局として、令和2年2月20日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置。

#### イ 実績

年度	R1	R2	R3	R4
開催回数	10	19	15	3

#### ウ取組

市が行う施策に関して連絡調整を行った。現在は、基本的な感染防止対策を継続するとともに、国や愛知県が示す人数制限に基づいてイベント等開催をしている。

## (2) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業

## ア概要

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、国や県、関係機関等の 支援を受けながら、円滑な接種を実施している。

#### 【実施方法】

	実施場所	実施期間					
個別接種	市内医療機関	初回:令和3年5月~令和4年9月					
		3 回目:令和 3 年 12 月~令和 4 年 9 月					
		4回目:令和4年6月~令和4年9月					
		小児:令和 4 年 3 月 ~ 令和 4 年 9 月					
集団接種	市役所西庁舎公民館	初回:令和3年5月~10月					
		3 回目:令和 4 年 1 月 ~ 5 月					
		4回目:令和4年7月~8月(予定)					
	保健センター	小児:令和4年3月~5月					

#### イ 実績(令和4年7月10日現在)

対象者数:全年代人口60,183人、単位(回	対象者数	:	全年代人口	1 60,	183 人		単位	(回
------------------------	------	---	-------	-------	-------	--	----	----

年度	1回目	2 回目	3 回目	4 回目
12 歳以上	46, 486	46, 305	32, 910	2, 145※
小児(5~11歳)	842	806		
計	47, 328	47, 111	32, 910	2, 145
(接種率)	(78.64%)	(78. 28%)	(54.68%)	(3.56%)

※60歳以上と18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する人

#### ウ 課題・取組

本市での新型コロナワクチン接種状況は、高齢者は高い接種率になっているが、10代から40代の接種率が低い状況にある。引き続き、市民の方に安心してワクチン接種を受けていただける環境を整えていく。

#### (3) 新型コロナウイルス感染症対策における健康推進課事業

#### ア 健診等事業

乳幼児健康診査、がん検診、教室、相談等、感染症対策に努め、継続して実施。また、国の指針に合わせてマスク等の着用について一部緩和した。

#### イ 生活支援

市内に住居があり(住民票の要件無し)、支援を希望する感染者、濃厚接触者、感染者や濃厚接触者と住居を共にする者であって、親族等から支援を受けることが困難な者に対し、生活に必要な食料、日用品の支給及び生活支援金を届ける生活支援を令和2年8月から実施(生活支援金については令和3年度末で事業終了)。

令和 2 年度実績 11 世帯 令和 3 年度実績 143 世帯 令和 4 年度実績 (7 月 4 日時点) 28 世帯